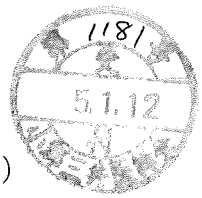

福県医発第 2801 号（地）
令和５年１月 11 日

各 医 師 会 長　　殿

福 岡 県 医 師 会
会　長　蓮　澤　浩　明
（公 印 省 略）

高病原性鳥インフルエンザ（Ｈ５亜型）が疑われる事例の発生について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

標記については、令和４年 12 月 28 日付福県医発第 2736 号（地）等にて貴会宛にご連絡していたところです。

今般、福岡県保健医療介護部より、令和５年１月３日に古賀市の家きん農場にて、高病原性鳥インフルエンザ（Ｈ５亜型）が疑われる事例が発生した旨、情報提供がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、鳥インフルエンザを疑う患者を診察した場合は、管轄保健所に連絡するよう、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事　橋本朋也
会長　島田昇二郎

公印省略

４疾病第１１５０１号－３
令 和 ５ 年 １ 月 ４ 日

公益社団法人福岡県医師会長
公益社団法人福岡県病院協会長
一般社団法人福岡県私設病院協会長
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長
一般社団法人福岡県精神科病院協会長
殿

福岡県保健医療介護部長
（がん感染症疾病対策課感染症対策係）

高病原性鳥インフルエンザ（H5 亜型）が疑われる事例の発生について

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和５年１月３日に福岡県古賀市の家きん農場にて、高病原性鳥インフルエンザ（H5 亜型）が疑われる事例が発生しましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会会員に対し、鳥インフルエンザを疑う患者を診察した場合は、管轄の保健所に連絡するよう周知していただきますようお願いします。

記

参考：

○「国内の鳥類における鳥インフルエンザ（H5N1）発生時の調査等について」
（平成１８年１２月２７日付健感発第１２２７００３号）
https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000172034.pdf

○「鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査の実施等について」
（平成１８年１１月２２日付健感発第１１２２００１号）
https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000172036.pdf

－問合せ先－
福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課
感染症対策係　　阿部
TEL　092-643-3597　FAX　092-643-3331
E-mail：abe-i278@pref.fukuoka.lg.jp

写

健感発第 1227003 号
平成１８年１２月２７日

平成 20 年 5 月 12 日　一部改正

各（都道府県／政令市／特別区）衛生主管部（局）長　殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

国内の鳥類における鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）発生時の調査等について

高病原性鳥インフルエンザが国内の鳥類で発生した場合の措置等については、これまでに「高病原性鳥インフルエンザ対策における留意点について」（平成 16 年 2 月 27 日付け医政経発第 0227001 号・健感発第 0227001 号・食安監発第 0227002 号厚生労働省医政局経済課長・健康局結核感染症課長・医薬食品局食品安全部監視安全課長通知）、「養鶏関係者の高病原性鳥インフルエンザ感染防御のための留意点について」（平成 16 年 3 月 10 日付け健感発第 0310002 号本職通知）、「国内における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う疫学調査について」（平成 16 年 4 月 5 日健感発第 0405001 号本職通知）、「高病原性鳥インフルエンザの国内発生時の措置について」（平成 16 年 12 月 22 日付け健感発第 1222001 号本職通知）、「家きん農場の従業員等に対する健康調査の実施について」（平成 17 年 7 月 14 日健感発第 0714001 号本職通知）、「Ｈ５Ｎ２亜型の高病原性鳥インフルエンザウイルス感染家きんの防疫措置における抗インフルエンザウイルス薬の予防投与について」（平成 17 年 7 月 29 日健感発第 0729002 号本職通知）及び「養鶏関係者の高病原性鳥インフルエンザ感染防御のための留意点について」（平成 18 年 1 月 10 日健感発第 0110001 号本職通知）によることとしてきたところである。

今般、高病原性鳥インフルエンザのうち鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）に感染し、又は感染した疑いのある鳥類（以下「感染鳥類」という。）を認めた獣医師又は感染鳥類の所有者より、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 13 条第 1 項の届出を受けた場合の同法第 15 条に基づく調査及び同法第 29 条に基づく措置等について、下記のとおり定めることとしたので、貴職におかれては、関係者への周知等、対応に遺漏なきよう特段の配慮をお願いする。

また、鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）以外のインフルエンザが発生した場合においては、その感染性及び病原性に応じて改めて対応を定めることとし、本通知の施行に伴い、上記通知については関係課と調整の上、これを廃止することとし

たので、併せて了知願いたい。
なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言である。

記

第１　目的

都道府県知事、保健所を設置する市の市長及び特別区長（以下「都道府県知事等」という。）が、鳥類で発生した鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）のヒトへの感染を未然に防止する観点から、適切な感染予防方法の周知と調査等を行うために必要な対応等について示すものである。

第２　通常時の留意点等

１．家きん農場における感染予防

家きん農場における感染予防に万全を期すため、以下のことに留意するよう、家きん農場の従業者等に周知すること。

（１）日頃より健康管理に留意し、作業中は専用の作業服、マスク、帽子、手袋及び長靴を着用するなどの通常の衛生対策を徹底するとともに、作業後は、うがいや手洗いを励行すること。また、発熱等の健康状態の異常が認められた場合には、速やかに医療機関を受診すること。なお、受診の際に家きんとの接触の機会があったことを医師に伝えること。

（２）通常のインフルエンザに罹患している場合は、鳥インフルエンザとの混合感染を予防する観点からも、家きん農場での作業を避けること。

（３）鶏の異常死の有無等の観察に努め、鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）が疑われるような異常が認められた際には、死亡鶏等への接触を避け、速やかに家畜保健衛生所に連絡し、対応を相談すること。

２．食鳥処理場における感染予防

食鳥処理場における感染防御に万全を期すため、以下のことに留意するよう食鳥処理場の従業者等に周知すること。

（１）作業服、マスク及び手袋を着用するなどの通常の衛生対策に加えて、ゴーグルを装着するといった衛生対策を徹底すること。

（２）発熱等の健康状態の異常が認められた場合には、速やかに医療機関を受診すること。なお、受診の際に家きんとの接触の機会があったことを医師に伝えること。

３．野鳥からの感染予防

野鳥はどのような病原体を保有しているか分からないことから、以下のことに留意するよう死亡野鳥等を発見した者に周知すること。

（１）死亡野鳥に直接触れないようにすること。

（２）死亡野鳥に触れた場合は、うがいや手洗いを励行すること。また、発熱等の健康状態の異常が認められた場合には、速やかに医療機関を受診し、

死亡野鳥との接触の機会があったことを医師に伝えること。

第３　発生が疑われた場合の留意点等

家きん農場において、家きんの異常死の増加等により鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）の発生が疑われた場合の感染予防として、以下のことに留意するよう家きん農場の従業者等に周知すること。

（１）鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）の感染の有無が確認されるまでの間は、可能な限り鶏舎への立ち入りを控えることとし、どうしても立ち入らなければならない場合には、適切な個人感染防護具（以下「ＰＰＥ」という。）を着用するなど、必要な感染防御に努められたいこと。

（２）直ちに、鳥インフルエンザ(Ｈ５Ｎ１)の発生が疑われて以降当該家きん農場に立ち入った者の健康状態の確認を行われたいこと。

第４　発生時の調査等

１．積極的疫学調査

関係部局と協力連携し、感染症法第 15 条に基づき周辺の鳥類等の感染状況、感染原因等の調査を行うこと。また、感染鳥類又はその排泄物等(以下「感染鳥類等」という。)に接触したすべての者（以下「接触者」という。）について、感染鳥類等との接触の状況に関する質問を行い、接触の状況に応じ、以下の必要な調査等を実施すること。

なお、質問又は調査が速やかに実施できるよう、接触者の連絡先等を確認しておくこと。

（１）感染鳥類等と直接接触し、その際に適切なＰＰＥを着用していなかった者

ア．　健康調査の内容

①　インフルエンザ様の症状の有無を確認すること。

②　感染鳥類等との直接接触後 10 日間（最終接触日を 0 日として 10 日目まで）は、保健所による指導のもと健康観察（1 日 2 回の検温等）を行うよう要請すること。保健所においては可能な範囲で電話等により健康状態を聴取すること。また、この間は、公共の場所での活動を可能な限り自粛するよう要請するとともに、やむを得ず外出する際にはマスクの着用を指導すること。

鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）の感染を疑うような症状が発現した場合には、直ちに保健所に相談するよう要請すること。

③　鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）の感染を疑うような症状を呈した旨の相談を受けた保健所又は衛生部局は、必要と判断される場合には、速やかに医療機関への受診を勧奨し、医師による診断及び治療が適切に行われるよう配慮すること。

なお、受診の際に感染鳥類等との接触の機会があったこと及びこれまでに実施した検査の結果を医師に伝えるように要請すること。

④　その他必要と認める検査を行うこと。

イ．　抗インフルエンザウイルス薬の投与

感染鳥類等と直接接触し、その際に適切なＰＰＥを着用していなかった者の明示の同意が得られた場合については、予防投与が行われるようにすること。

（２）適切なＰＰＥを着用した上で、感染鳥類等と直接接触した者

ア．健康調査の内容

①　インフルエンザ様の症状の有無を確認すること。

②　感染鳥類等との接触の間及びその終了後 10 日間（最終接触日を 0 日として 10 日目まで）は、保健所による指導のもと健康観察を行い、この間に鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）の感染を疑うような症状が発現した場合には、直ちに保健所に相談するよう要請すること。

③　鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）の感染を疑うような症状を呈した旨の相談を受けた保健所又は衛生部局は、必要と判断される場合には、速やかに医療機関への受診を勧奨し、医師による診断及び治療が適切に行われるよう配慮すること。

なお、受診の際に感染鳥類等との接触の機会があったことを医師に伝えるように要請すること。

イ．　抗インフルエンザウイルス薬の投与

適切なＰＰＥを着用した上で、感染鳥類等と直接接触した者の明示の同意が得られた場合については、予防投与が行われることが望ましい。

（３）感染鳥類等との直接の接触はないが、発生場所の周辺地域に居住等をしている者

ア．　健康調査の内容

鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）の感染を疑うような症状を呈した旨の相談を受けた保健所又は衛生部局は、症状発現前 10 日間の鳥類等との接触状況について確認し、必要と判断される場合には、速やかに医療機関への受診を勧奨し、医師による診断及び治療が適切に行われるよう配慮すること。

イ．　抗インフルエンザウイルス薬の投与

予防投与の必要はない。

２．感染予防のための指導

都道府県知事等は感染鳥類等の防疫作業に従事する者に対して、以下のことを指導すること。

①　作業前後の健康状態を把握すること。

②　作業従事に当たっては、手洗いやうがいの励行や、適切なＰＰＥの着用等、必要な感染防御手段を講ずるよう徹底すること。

③　従事に当たっては体調に十分留意すること。

第５　患者（疑似症患者を含む。）が確認された場合の対応

都道府県知事等は、第４による積極的疫学調査の結果、鳥インフルエンザ（Ｈ

５Ｎ１）患者（疑似症患者を含む）が確認された場合については、「鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）に係る積極的疫学調査の実施等について」（平成 18 年 11 月 22 日付け健感発第 1122001 号本職通知）に基づく対応をとること。

第６　適切な情報共有

１．関係部局との情報共有

鳥類の異常死、鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）の発生に関する疫学的状況が判明するなど、関係部局が同疾病に関する情報を入手した場合には、速やかに情報提供を受けられるよう、日頃から関係部局等と緊密な連携を図ること。また、鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）の発生が疑われる等の情報を入手した場合には、２．の規定により速やかに厚生労働省に報告するとともに、関係部局等に対しても情報提供を行われたいこと。

２．他の都道府県等、国等との情報共有

都道府県知事等は、第４による積極的疫学調査に伴い得られる情報の重要性にかんがみ、調査の過程においても、鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）の発生状況、動向等を含む調査結果について関係する都道府県知事等との間で共有するとともに、感染症法第 15 条第 5 項の規定に基づき、厚生労働大臣に報告を行うこと。

また、鳥類における鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）の発生が都道府県等の区域を越えて発生し、または発生するおそれがある場合には、厚生労働大臣は、感染症法第 63 条の 2 に規定に基づき、第４による積極的疫学調査の実施について必要な指示を行うものであること。

第７　接触者等に対する情報提供等

都道府県知事等は、接触者等に対して、鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）の鳥類における発生の状況、動向及び原因に関する適切な情報発信を行うとともに、マスクの着用、最寄りの保健所等への相談、医療機関での受診等についての必要な情報提供を行うこと。

また、住民に対する正確な情報の提供に努めること。

第８　その他

都道府県知事等は、第４による積極的疫学調査の実施に当たり、「鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）に係る積極的疫学調査の実施等について」（平成 18 年 11 月 22 日付け健感発第 1122001 号本職通知）の別添の「接触者調査票」（添付１）及び「接触者に係る体温記録用紙」（添付２）を活用することが可能であること。

写

健感発第１１２２００１号
平成１８年１１月２２日

平成 20 年 5 月 12 日　一部改正

各 都道府県 / 政令市 / 特別区 衛生主管部（局）長　殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）に係る積極的疫学調査の実施等について

鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）の発生の予防及びまん延の防止のために都道府県、保健所を設置する市及び特別区（以下「都道府県等」という。）において実施すべき措置については、平成１８年６月に新型インフルエンザ専門家会議において「インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）に関するガイドラインーフェーズ３ー」（別添）が取りまとめられ、この中で、鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）の患者等に対する調査についてもまとめられているところである。

今般、これを踏まえて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号。以下「法」という。）第１５条の規定に基づく鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）に係る感染症の発生の状況、動向及び原因の調査（以下「積極的疫学調査」という。）の実施等について下記のとおり定めたので、実施に遺憾のなきを期するとともに、関係機関へ周知されたい。

なお、下記の第３については地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９に基づく処理基準とし、第１、第２、第４及び第５については同法第２４５条の４に基づく技術的助言とする。

記

第１　目的

都道府県知事、保健所を設置する市の市長及び特別区長（以下「都道府県知事等」という。）が行う鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）に係る積極的疫学調査の目的は、「感

染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにする」こと（法第１５条第１項）として、具体的には次に掲げる事項の達成を目的とするものであること。

⑴ 鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）発生地域における当該インフルエンザウイルスの人への感染の早期発見と必要な公衆衛生対策の迅速な実施による感染拡大防止

⑵ 鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）に感染した原因、感染経路又は感染した地域の特定

⑶ 鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）の人に感染させるおそれの程度の評価

⑷ 収集した鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）に関する情報の提供

第２　実施体制等

１　実施体制

都道府県等における鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）に係る積極的疫学調査の実施体制は、次に定めるところによるものとすること。

⑴ 都道府県知事等は、各都道府県等の衛生部局において他の日常業務等を通じて基本的な疫学調査手法に関する知識を相当程度有している者の中から、積極的疫学調査に従事する都道府県等の職員（以下「疫学調査員」という。）を選任すること。

⑵ 都道府県知事等は、疫学調査員に対して、感染防御のための十分な研修、訓練等を実施すること。また、疫学調査員について疫学調査の従事に係る精神的なケアのための体制を構築するよう努めること。

⑶ 疫学調査員は、積極的疫学調査の実施に当たっては、マスク、手袋の着用等の十分な感染防御手段を講じること。

⑷ 都道府県知事等は、積極的疫学調査への従事後における疫学調査員の健康状態の確認をするとともに、鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）に感染したおそれのある疫学調査員に対して、まん延防止のための必要な対応を行うこと。

２　平時からの準備

都道府県等においては、鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）に係る積極的疫学調査の実施に関し、次に定めるところにより平時からの準備を進めること。

⑴ 疫学調査員として選任される者をあらかじめ決定しておくこと。決定に当たっては、人数・構成について積極的疫学調査の円滑な実施に支障のないことを旨とすること。

⑵ ⑴に規定する者に対して、感染防御のための十分な研修、訓練等を実施すること。

⑶ 疫学調査員の二次感染を防止するために必要な物品を確保すること。

(4) 鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）の発生の予防及びまん延の防止に係る関係部局、関係機関の間で積極的疫学調査の開始、進行状況等についての情報を共有するための体制をあらかじめ構築するとともに、平時からの情報交換を密に行うよう努めること。

(5) 鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）の迅速な検査体制を確保するため、地方衛生研究所その他の関係機関との連携方法を明らかにしておくこと。

第３　積極的疫学調査の実施

１　用語の定義

第３において、次の(1)及び(2)に掲げる用語は、当該(1)及び(2)に定める意味とする。

(1) 要観察例

３８℃以上の発熱及び急性呼吸器症状があり、かつ、次のア又はイのいずれかに該当する者

ア　１０日以内にインフルエンザウイルス（Ｈ５Ｎ１）に感染している若しくはその疑いがある鳥（鶏、あひる、七面鳥、うずら等）、又は死亡鳥との接触歴（直接接触したこと又は２メートル以内に接近したことをいう。以下同じ。）を有する者

イ　１０日以内に患者（疑い例を含む。）との接触歴を有する者

(2) 患者（疑似症患者を含む。）

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第１２条第１項及び第１４条第２項に基づく届出の基準等について」（平成１８年３月８日健感発第０３０８００１号）別紙第７の１（３）ア及びイに規定する者

２　要観察例に係る積極的疫学調査

要観察例に係る積極的疫学調査は、次に定めるところにより、実施するものとすること。

(1) 保健所において、医師等から要観察例に関する情報が得られた場合には、当該医師等に対して当該要観察例に関する次に掲げる事項について聴取するとともに、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成１０年厚生省令第９９号。以下「施行規則」という。）第８条第２項の規定に基づき、採取した検体の提出を求めること。

ア　年齢及び性別

イ　初診年月日

ウ　当該医師の住所（病院又は診療所で診療に従事している医師にあっては、当該病院又は診療所の名称及び所在地）及び氏名

エ　第３の１の(1)に規定する要観察例の定義に合致しているかどうか

(2) (1)により提出を受けた検体についてのＰＣＲ法による血清亜型Ｈ５遺伝子の検査の結果、血清亜型Ｈ５遺伝子が検出された場合には、都道府県知事等はその旨を法第１５条第５項により厚生労働大臣（厚生労働省健康局結核感染症課）に報告するとともに、３による患者（疑似症患者等を含む。）に係る積極的疫学調査を開始すること。

なお、上記の血清亜型Ｈ５遺伝子が検出された旨の報告に当たっては、施行規則第９条第２項の規定に基づき、当該検体を厚生労働大臣（国立感染症研究所）に送付すること。

(3) (1)で得られた情報及び(2)で得られた鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）血清亜型Ｈ５遺伝子の検査結果（遺伝子検出又は未検出）について、それぞれ「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に伴う感染症発生動向調査事業の実施について」（平成１１年３月１９日健医発第４５８号）に基づき、感染症発生動向調査事業実施要綱第５の４の疑い症例調査支援システムに必要事項を入力すること。

(4) (1)により提出を受けた検体についてのＰＣＲ法による血清亜型Ｈ５遺伝子の検査の結果、血清亜型Ｈ５遺伝子が検出された場合には、当該保健所は、(1)の要観察例を診察した医師に対して、法第１２条第１項の規定による届出を直ちに行うよう知らせること。

３　患者（疑似症患者を含む。）に係る積極的疫学調査

患者（疑似症患者を含む。）に係る積極的疫学調査は、次に定めるところにより、実施するものとすること。

(1) 次に掲げる場合には、都道府県知事等は、患者（疑似症患者を含む。）に係る積極的疫学調査を開始すること。

ア　指定政令第２条において準用する法第１２条第１項の規定による医師の届出があった場合

イ　２(1)により取得した医師による要観察例の診察結果及び２(2)により提出を受けた検体の検査結果から、当該要観察例が患者（疑似症患者を含む。）であることが確認できた場合

(2) 都道府県知事等は、患者（疑似症患者を含む。）に係る積極的疫学調査として、次に定めるところにより、鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）患者（疑似症患者を含む。）及びその接触者に対して質問又は調査を実施すること。

ア　患者（疑似症患者を含む。）に対する質問又は調査

患者（疑似症患者を含む。）に対する質問又は調査は、次に掲げる事項について実施すること。

① 氏名、年齢、性別、職業、住所、保護者の氏名及び住所その他の患者（疑似症患者を含む。）を特定する情報

② 当該患者（疑似症患者を含む。）の症状、現病歴、治療方法、治療経過及び検査結果

③ 初診年月日、病原体に感染したと推定される年月日又は発病したと推定される年月日

④ 病原体に感染した原因、感染経路、病原体に感染した地域又はこれらとして推定されるもの

⑤ 医師の住所（病院又は診療所で診療に従事している医師にあっては、当該病院又は診療所の名称及び所在地）及び氏名

併せて、都道府県知事等は、患者（疑似症患者を含む。）の行動及びその間の接触者についての質問又は調査を実施すること。質問及び調査は、患者（疑似症患者を含む。）に対して行うことを基本とするが、患者と明確な接触歴がある接触者に対しても、必要と認められる場合には、イにより接触者に対する質問又は調査を実施すること。

イ 接触者に対する質問又は調査

接触者に対する質問又は調査は、患者（疑似症患者を含む。）が発病したと推定される日の１日前から患者（疑似症患者を含む。）と確定するまでの間に接触した者のうち、都道府県知事等において把握可能な次の範囲に該当する者に対して、可能な限り速やかに実施すること。

（ⅰ） 世帯内接触者

患者（疑似症患者を含む。）と同一住所に居住する者

（ⅱ） 医療関係者等

患者（疑似症患者を含む。）の診察、処置、搬送等にマスク、手袋の着用等の感染防御策なしに直接係わった医療関係者や搬送担当者

（ⅲ） 汚染物質の接触者

患者（疑似症患者を含む。）の体液（血液、唾液、喀痰、尿、便等）に、感染防御策なしで接触のあった者。具体的にはマスク、手袋の着用等の感染防御策なしで患者検体を取り扱った検査従事者、マスク、手袋の着用等の感染防護策なしで患者の使用したトイレ、洗面所、寝具等の清掃を行った者等

（ⅳ） 直接対面接触者

手で触れること、会話することが可能な２メートル以内の距離で、患者（疑似症患者を含む。）と対面で会話等の接触のあった者

また、接触者に対する質問又は調査は、次に掲げる事項についての質問又は調査を行うとともに、患者（疑似症患者を含む。）と最後に接触した日から

１０日が経過する日までの間、３８℃以上の発熱及び急性呼吸器症状の出現の有無について確認すること。

①　接触者の氏名、年齢、性別、住所、連絡先その他の接触者を特定する情報

②　患者（疑似症患者を含む。）との接触状況及び健康状態

４　他の都道府県等、国等との適切な情報共有

都道府県知事等は、第３による積極的疫学調査に伴い得られる情報の重要性にかんがみ、調査の過程においても、鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）の発生の状況、動向を含む調査結果について他の都道府県知事等との間で共有するとともに、法第１５条第５項の規定に基づき、厚生労働大臣に対して報告を行うこと。特に、鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）の人から人への感染の拡大が懸念される場合には、情報の確定を待たずに、直ちに厚生労働大臣等との連携を図ること。

また、患者（疑似症患者を含む。）が都道府県等の区域を越えて発生し、又は発生するおそれがある場合には、厚生労働大臣は、法第６３条の２の規定に基づき、第３による積極的疫学調査の実施について必要な指示を行うこと。

第４　接触者等に対する情報提供等

都道府県知事等は、接触者、鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）の感染が疑われる者等に対して、鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）の発生の状況、動向及び原因に関する適切な情報発信を行うとともに、マスクの着用、最寄りの保健所等への相談、医療機関での受診等についての必要な情報提供を行うこと。

第５　その他

都道府県知事等は、第３による積極的疫学調査の実施に当たり、別添の「接触者調査票」（添付１）、「接触者に係る体温記録用紙」（添付２）、「患者調査票」（添付３）及び「行動調査票」（添付４）を活用することが可能であること。

添　付　1

鳥インフルエンザ(H5N1)接触者調査票(接触者モニタリング用紙)

1.調査担当保健所　　調査者氏名　　調査年月日

2.接触者番号:	
3.接触患者発生届受理番号:	4.患者居住地保健所

接触者詳細		5.居住地保健所	
6.氏名:			
7.住所:			
8.電話番号:			
9.職業(仕事先):			
10.生年月日:		11.年齢:	12.性別:
13.**同居人の状況**			
氏名①　(続柄)		氏名④　(続柄)	
氏名②　(続柄)		氏名⑤　(続柄)	
氏名③　(続柄)		氏名⑥　(続柄)	

14. **患者もしくは患畜との接触状況(調査日から10日前まで)** 日付および場所、接触内容を記載する
15.患者(患畜)との最終接触日時:　　年　月　日　時頃
16.☐高 ☐低 ☐要観察例 ☐感染防護有り　←該当する項目を☑する

接触者の調査時の状態　(17.調査日時　　年　月　日　時)

18. 発熱 ☐有: (発熱　　℃) ・ ☐無
19. 呼吸器症状 ☐ 有: 咽頭痛 ・ 咳嗽 ・ 呼吸困難 ・ 低酸素症 ・ その他(　　) ☐無
21. 消化器症状 ☐ 有: 下痢 ・ 嘔吐 ・ 腹痛 ・ その他(　　) ☐無
20.発熱・呼吸器症状以外の症状 ☐ 有: 頭痛 ・ 筋肉痛 ・ 関節痛 ・ 全身倦怠感 その他の症状(　　) ☐無
検査所見:血算(　月　日): 白血球　赤血球　血小板　その他(　　) インフルエンザ抗原検査(　月　日): 陽性(A 型 ・ B 型 ・ AB 不明) ・ 陰性 ・未実施 胸部レントゲン(　月　日): 《所見》 ウイルス分離・同定(　月　日)(検体材料:　　): 陽性(亜型:　　) ・ 陰性 ・ 検査中 RT-PCR 検査(　月　日): 陽性(亜型:　　) ・ 陰性 ・ 検査中 ・未実施 血清抗体価(　月　日)検査法(　　) (亜型:　　): 抗体価(　　)倍 ・ 検査中 ・ 未実施

§ 太枠内は必須。検査所見に関しては、判っていれば記載のこと。

接触者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

接　触　者　モ　ニ　タ　リ　ン　グ

患者(or患畜)との最終接触日時:　　年　　月　　日　　時頃

月日	最終接触より	連絡手段	体温(℃)	呼吸器症状の有無	呼吸器以外の症状	確認者
/	0日		朝	無・咳・痰・呼吸困難・他(　　)	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他(　　)	
			夕	無・咳・痰・呼吸困難・他(　　)	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他(　　)	
/	1日		朝	無・咳・痰・呼吸困難・他(　　)	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他(　　)	
			夕	無・咳・痰・呼吸困難・他(　　)	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他(　　)	
/	2日		朝	無・咳・痰・呼吸困難・他(　　)	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他(　　)	
			夕	無・咳・痰・呼吸困難・他(　　)	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他(　　)	
/	3日		朝	無・咳・痰・呼吸困難・他(　　)	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他(　　)	
			夕	無・咳・痰・呼吸困難・他(　　)	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他(　　)	
/	4日		朝	無・咳・痰・呼吸困難・他(　　)	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他(　　)	
			夕	無・咳・痰・呼吸困難・他(　　)	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他(　　)	
/	5日		朝	無・咳・痰・呼吸困難・他(　　)	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他(　　)	
			夕	無・咳・痰・呼吸困難・他(　　)	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他(　　)	
/	6日		朝	無・咳・痰・呼吸困難・他(　　)	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他(　　)	
			夕	無・咳・痰・呼吸困難・他(　　)	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他(　　)	
/	7日		朝	無・咳・痰・呼吸困難・他(　　)	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他(　　)	
			夕	無・咳・痰・呼吸困難・他(　　)	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他(　　)	
/	8日		朝	無・咳・痰・呼吸困難・他(　　)	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他(　　)	
			夕	無・咳・痰・呼吸困難・他(　　)	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他(　　)	
/	9日		朝	無・咳・痰・呼吸困難・他(　　)	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他(　　)	
			夕	無・咳・痰・呼吸困難・他(　　)	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他(　　)	
/	10日		朝	無・咳・痰・呼吸困難・他(　　)	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他(　　)	
			夕	無・咳・痰・呼吸困難・他(　　)	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他(　　)	

連絡先　TEL　　担当者名

添 付 2

≪ 体 温 記 録 用 紙 ≫

＊ 鳥インフルエンザ（H5N1）観察期間は最長でも10日です。
＊ 接触があった日から10日間、38度以上の急な発熱や急性呼吸器症状がなければ、ほぼ感染はなく、もちろん他への感染力もないと思われます。
＊ 気になる症状が現れたときには、速やかに最寄りの保健所にご連絡下さい（☆）。
＊ なお無症状であり、かつ（☆）を確実にお守りいただけるという前提で、この期間も通常通りの生活はしていただけます。しかし、不要不急の外出等は控えていただき、注意深くご自身の健康チェックを行っていただくことをお願い致します。

氏名	住所	TEL 携帯

接触日より	日	測定時間	体温（℃）	他呼吸器等症状等	備考欄（行先等）
接触日	H 年 月 日	朝 : 夕 :			
接触後 1日目	月 日	朝 : 夕 :			
接触後 2日目	月 日	朝 : 夕 :			
接触後 3日目	月 日	朝 : 夕 :			
接触後 4日目	月 日	朝 : 夕 :			
接触後 5日目	月 日	朝 : 夕 :			
接触後 6日目	月 日	朝 : 夕 :			
接触後 7日目	月 日	朝 : 夕 :			
接触後 8日目	月 日	朝 : 夕 :			
接触後 9日目	月 日	朝 : 夕 :			
接触後 10日目	月 日	朝 : 夕 :			

問い合わせ・返信先

保健所名

住 所

電 話　　ＦＡＸ　　担当者名

添　付　3

鳥インフルエンザ（H5N1）患者（疑似症患者を含む）・要観察例　患者調査票

※□欄の場合、該当する項目を☑すること

1. 調査担当保健所（　　）　2. 調査年月日（　　年　　月　　日）

鳥インフルエンザ（H5N1）患者調査票

3.患者居住地保健所（　　）

4. 感染症発生届受理 No.＿＿＿＿＿＿＿＿			調査者氏名	
5.届出医療機関名			6.主治医名	
7.届出医療機関所在地			8.TEL　（　　）	
9. 届出受理日　平成　（西暦　　）年　月　日（　時　分）			10. 受理自治体　（都・道・府・県・市・区）	
11. 受理保健所　　保健所			12. 受理者名	
13. 患者氏名	14. 性別	男 ・ 女	15. 生年月日	年　月　日生（　歳）
16. 職業業種（注 1） 注1） 職業・業種：保育園、幼稚園、学校などの所属組名等、やや詳細に記入すること。				
17. 勤務先名・所在地			18. TEL　（　）	
19. 自宅住所			20. TEL　（　）	
21. 受理日現在の患者所在地　□届出医療機関　□自宅　□勤務先・学校　□その他（　）　□不明			22. TEL　（　）	

23. 同居者	氏名①　（続柄）　年　月　日生（　歳） 氏名②　（続柄）　年　月　日生（　歳） 氏名③　（続柄）　年　月　日生（　歳） 氏名④　（続柄）　年　月　日生（　歳） 氏名⑤　（続柄）　年　月　日生（　歳） 氏名⑥　（続柄）　年　月　日生（　歳）	24. 保護者氏名（注2） 注2）保護者氏名・住所：届出患者が未成年の場合 25. 保護者住所 TEL　（　）

症状発現日	□26. 38 度以上の発熱	（　年　月　日）
	□27. 咳	（　年　月　日）
	□28. 咽頭痛	（　年　月　日）
	□29. 息苦しさ、呼吸困難感	（　年　月　日）
	□30. 下痢	（　年　月　日）
	□31. 全身倦怠感	（　年　月　日）
	□32. 意識混濁	（　年　月　日）
	□33. その他 1（　）	（　年　月　日）
	□34. その他 2（　）	（　年　月　日）

35. 発病年月日（原則発熱開始日）　年　月　日　時	36. 初診年月日　年　月　日　時

37. 診断日　　年　月　日　時	38. 感染推定日　　年　月　日　時
39. 退院日　　年　月　日　時	40. 死亡日　　年　月　日　時

	感染源	接触状況	所在地	最終接触日	感染源のインフルエンザ診断(ヒトの場合のみ)
41.疑われる感染源					要観察例・疑似症・確定・不明
					要観察例・疑似症・確定・不明
					要観察例・疑似症・確定・不明

鳥インフルエンザ(H5N1)の発生が報告されている地域・都市名への立ち入りおよび滞在歴(今後の発症地域により、右記地域は随時変更される)	□42 日本国内 (地域:	)
	□43.	47.滞在期間　　年　月　日～　　年　月　日
	□44.	48. 同行者　(　　)名
	□45.	49. 旅行会社名(　　)
	□46.	50.　利用交通機関(飛行機等) (　　)

51. 既往歴

52. 供血歴(症状出現前 7 日以内)　□無　□有:　供血日＿＿年＿＿月＿＿日　供血場所＿＿＿＿＿＿

53. 臓器移植歴(症状出現前 7 日以内)　□無　□有(□ドナー　□レシピエント)　手術日＿＿年＿＿月＿＿日

医療機関＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

54. 現病歴

55. 治療経過

治療薬	56. タミフル内服の有無　□有　□無　服薬開始日＿＿＿＿年＿＿月＿＿日
	57. 他の抗インフルエンザウイルス薬　□有　□無　服薬開始日＿＿＿＿年＿＿月＿＿日
	58. 他の主な薬剤 (　　)

59.(入院)医療機関名　60.主治医名(　　)	61. 入院の有無　□有　□無　□不明
62.(入院)医療機関所在地	63. TEL　(　　)
64. 入院期間　年　月　日 ～　年　月　日	

	検査項目	検査値もしくは所見	検査日
検 査 結 果	65. 胸部 X 線	肺炎像 （ □有 □無 ） 《所見》	年 月 日
	66. 胸部 CT	肺炎像 （ □有 □無 ） 《所見》	年 月 日
	67. 白血球数	/μl	年 月 日
	68. リンパ球	% （ /μl）	年 月 日
	69. 血小板数	/μl	年 月 日
	70. CRP	mg/dl	年 月 日
	71. その他		年 月 日

72. 調査時の状態

73. 総合所見：□無症状 □軽症 □インフルエンザ様症状 □肺炎発症 □重篤 □その他（ ）

判定	□74. 確定	年 月 日
	□75. 疑似症	年 月 日
	□76. 要観察例	年 月 日
	□77. 保留	年 月 日
	□78. 否定（不安例を含む）	年 月 日
	□79.	年 月 日

80. 症例棄却の有無	□有 □無	年 月 日 理由
81.初回調査後の経過		

＊患者行動調査及び接触者調査については、別添の調査票を用いる

インフルエンザ以外の病原体検査結果		
アデノウイルス抗原	82.　＋・－・未実施	年　月　日
RS ウイルス抗原	83.　＋・－・未実施	年　月　日
その他	84.	年　月　日
	85	年　月　日

インフルエンザウイルス特異的検査結果

抗原検査（迅速検査）　86.　□陽性（A 型・B 型・AB 不明）・□陰性・□検査未実施　年　月　日

	検体材料	検体採取日	結果判定日	結果	検査実施施設
87. RT-PCR □　実施 □　未実施		年　月　日	年　月　日	H5 陽性・H5 陰性・検査中 その他（　　）	
		年　月　日	年　月　日	H5 陽性・H5 陰性・検査中 その他（　　）	
		年　月　日	年　月　日	H5 陽性・H5 陰性・検査中 その他（　　）	
88. RT-LAMP □　実施 □　未実施		年　月　日	年　月　日	H5 陽性・H5 陰性・検査中 その他（　　）	
		年　月　日	年　月　日	H5 陽性・H5 陰性・検査中 その他（　　）	
89. ウイルス分離同定 □　実施 □　未実施		年　月　日	年　月　日		
		年　月　日	年　月　日		
	検査法	検体採取日	結果判定日	結果	検査実施施設
90. 血清抗体検査 □　実施 □　未実施		年　月　日	年　月　日		
		年　月　日	年　月　日		
		年　月　日	年　月　日		
91. 追加・その他	検査法	検体採取日	結果判定日	結果	検査実施施設

※□欄の場合、該当する項目を☑すること

鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）患者（疑似症患者を含む）・要観察例　行動調査票Ⅰ

添　付　４

患者発生届受理番号:　　患者氏名〔　　〕　　調査実施日:　　年　　月　　日

《　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日までの行動記録記入》　　居住地保健所(　　)

※本調査は症状発現前日～初回調査日までの行動を記録するものである　　調査実施保健所(　　) 記入者氏名〔　　〕

	月日	時間	発症者の行動(訪問先、面会者、旅行などについて)の詳細	接触者氏名(住所、携帯電話もしくは連絡先電話番号、職業、年齢、発症者との関係)
発症日より	月 日			
発症1日前	月 日			

備考欄: